

古川 廣次(停車場區)

横尾袈裟(西通)

平本 二郎(三溝)

執行 榮(高岸)

第十三編 神野村合併

第一章 神野村

第一節 神野村の歴史

神野村は佐賀郡に屬して郡の中央に位し、東は同郡兵庫村、北は同じく高木瀬村、西また鍋島村に隣りし、南は佐賀市に接して古くより佐賀市と同一治下に在り、人情風俗凡て異ならざるのみならず、歴史的關係に於ても、地理的關係に於ても、相離るべからざる状態を保ち、佐賀城下北門の郊村であつた。

往古、景行天皇の二十六年、皇子日本武尊熊襲討伐の時、肥前國小津の入江に籠造船を泊し、新に小江を掘り船を進めて繫留し、其の中にて熊襲討伐の軍議を開かれ、この小江を掘りたる土地に神を祭り、之を堀江大明神と稱した、其の後、後宇多天皇の弘安四年(紀元一九四一年)蒙古の大軍、筑前博多に來襲せし時、天皇追討の勅命を賜はり、我國の神祇、一州一宮一社を神野に勸請し、先驅後陣の備へを爲し、蒙古退散の祈願を爲せしに、神風忽ち起りて賊船悉く海底に沈没せしより、天皇其の神助に深く歎感ましまし、堀江神社を鎮西擁護の神とし

堀江大明神

神野の由來

て、神社の廣前に一本の縁竹を移植したまひ

千早振る神を此野に集め置きて一村竹を宿と定むる

千早振る神も此野に集まりて一邑竹を宿と定めぬ

と祝したまひしに忽ち繁茂して一大竹林を成した、この御製に因みて村名を神野と稱したといひ又堀江大明神はその昔、神功皇后異國退治の時、御陣ありし所にして、日本國中の神々各々此の地に降臨して、異國をやすく亡ぼし給ふ、皇后の御座船を納めて堀江の宮と號し奉るとの説もある。

神野は堀江神社の神領地

兎に角此の地往古は有明海の潟地にして、佐賀郡春日村に肥前の國府があつた頃は、現在の佐賀市も芦などが生ひ茂つて、海潮滿ち來り、彼の神野の堀江神社の附近は船着きの入江であつた、もと此の附近に池があり、其の池の底から碇と船とを掘出したといふ、蓋し神功皇后の龍造船が此の池底に埋まつてゐたものだと謂はれてゐる、此の堀江神社は足利時代の古文書中には佐賀郡高木村としてあるが、高木村の潟崎の洲に在つた芦の生へた野を、堀江神社の神領地に寄附し、それを漸次に開拓して村を成した、即ちこの縁由を以て神野といふ地名を生み出したのであるとも謂はれる。

藩政時代の郷村帳

降つて徳川時代となり、鍋島氏の藩政行はるゝや其の治下に屬し、元祿の頃(元祿元年は紀元二三四八年で藩主鍋島綱茂の治世)には本村は「中佐嘉郷」と「與賀上郷」とに左の如く區分されてゐる。

中佐嘉郷

神野村、大財村、三溝村、愛敬島村、草場村

與賀上郷

高岸村、多布施村

更に降つて鍋島齊直の治世、文化十四年(紀元二四七七年)の記録に依れば、また左の如く區分されてゐる。(當時本村係にあつた村名をも知る爲め郷全部の所屬村名を記す)と同一關

中佐嘉郷

- 大財(陣内、新村、六反田) 愛敬島(水上土井、藏床、小路、新屋敷) 三溝村(北上ヶ、村上ヶ、田中、宿) 草場村(平島、上草場、堀江屋敷) 神野村(西野)
- 東淵村(淵宿、初町、田代、井樋口、法園寺、馬場) 下淵(赤子、杉谷、南上ヶ、千足、藏元、小路屋敷、春日池、八反田、前田) 東中野(香田、元村、小太郎村) 西中野、土井村(川曲) 藤木(南馬場、古賀、館)

與賀上郷

- 多布施東分(小路、大島、高岸、城之元、岸川町裏) 多布施下村(新宿、長瀬、町裏、精町) 中折村(古深) 天祐寺町、本庄東分村(大井樋、灰塚、西川路)
- 堀切 本庄西分村(精町、西精町、堂ノ前、田中、寺小路、水町、溝口、竹ノ下、寺領、高柳、宮ノ丁) 厘外東分村(高柳、平松、野田、宮ノ丁) 厘外西分村(中村、中島、八龍)
- 上飯盛(米倉古賀、田中、常照院寺領夜尺) 鹿子上村(餅田) 鹿子下村(節田、寶尊) 新村(正里) 末次東分村(中島、元船、津、西八田) 末次西分村(満穴、古賀)

戸長役場設置
町村制施行

斯くて明治維新となり政權、明治政府に歸するや、舊制を一掃して郷村の如きも、一定の區域を定めて戸長役場を置き、戸長を以て其の區域町村の事務を司らしめ、本村は神野、多布施、半島、大財の各村部落を區域として戸長役場を設け、明治二十二年四月一日、市町村制の實施と共に神野村となり神野村役場を置きて大財、神野、多布施の三大字を管し、川原良之助を初代村長とし眞木豊道、瓦田良實、坂本大太郎、古川又藏、田中宗賢福田新藏を経て、秋山喜三を最後の村長とし、大正十一年十月一日佐賀市に合併するに至つた。

第二節 神野村の發展

種々な建築物集
まる

町村制施行後の神野村は、國有鐵道佐賀驛が同村地域に建設せらるゝありて、驛を中心とする一帯に商家建ち並び遂には市村、檐を錯へて其の境界を識別し難きまでになつた、且つ市に接近する關係上、村内宇草場には縣立農事試驗場、多布施には縣立農學校(杵島郡福治村に移る)の設置せらるゝあり、殊に明治四十一年佐賀歩兵第五十五聯隊(後軍縮の爲め廢止)の高木瀨村地域内に設立せらるゝや、同兵營と佐賀市を繋ぐ道路は神野村を貫通し、此の沿道は忽ちにして人家櫛比し、比年ならずして「街衢」を成すに至り、また其の當時は事業界の活躍期にして、佐賀地方に於ても佐賀紡績會社(現今の錦華紡績の前身)、九州麻糸會社(其後)、日本電氣分工場(今は、無し)、谷口鐵工分場(今は、無し)、川上電氣軌道會社(今の佐賀電氣軌道株式會社)、佐賀瓦斯會社製造場(大正七年解散)、其他大小幾多の會社、工場與り此等は孰れも地を神野村に相して新設せられ、其の従業員の増加は神野村の人口増殖を來たし、従つて神野村でも上水道の敷設、道路の改修、常設市場の建設、火葬場の設置等その他各種の文化施設が要求せらるゝに至つたが、當時神野村の資力を以てしては、直に之を實現せしむることは困難の状態であつた。

小學校の關係

然るに佐賀市は年々學童の増加に伴ひ從來の各市立小學校は狹隘を告げ、之が新築敷地として適當の地所なき爲め勸興、循誘、日新などの各校舎敷地は神野村地域に建設するの己むを得ざる状態にして、兒童の通學にも道程遠き自村の學校に通學するより、近き佐賀市の學校に通學するを便とし、また村の區域に互に道路の施設に就ては、從來佐賀市側に於て其の費用の大部分を負擔して、神野村と其の利便を頌ち此の外、上水道、消

防組施設の如き凡ての點に於て共通的關係を有し、實體的に神野村の發展は佐賀市の繁榮を促し、佐賀市の繁榮は神野村の發展に資し、兩々相俟つてその進歩發達を促進するの觀があつた。

第二章 市村合併

第一節 合併の機運動

神野村と佐賀市との關係が、上記の如く密接なるものあるより、寧ろ此際兩者の合併を畫し市村相互の利益を享受し、一面大佐賀市建設の第一步を踏み出すを可とせずやとの問題は、大正八年頃より双方の有志間に話題となり、佐賀市側には本問題に就て別に異論はなかつたが神野村側には

一、合併の結果、村側に負擔の増加を來たすことはないか

二、合併後、農村區域の道路改修の如きを閑却せらるゝ虞れはないか

等を理由として合併反對の態度を表明するものが多かつた、蓋し市村の合併に關し、此の如き問題が考究せらるゝは、一般的の事にして、神野村側としても之を云々するは、強ち無理もないことであらう。

然るに合併問題は漸次擡頭して、大正十年四月以來、市村の當局及び議員、區長、其他有志の間に意見を交換し、交渉を重ねた結果、村側の合併反對の態度を緩和し來りて村會議員(十八名)、區長(十名)、村内有力者(四名)を合併委員に選み、其内より更に村會議員五名、區長二名、其他一名の小委員を選定して、市村財政狀態及び負擔關係

等の基本調査を委嘱し、一面長崎、久留米、熊本、福岡、小倉の各市に於ける近隣町村合併の事例を調査し、また神野村側では區毎に區民の意見を徴する等種々の調査研究を遂げた。

初め合併反對者は市村の負擔額を比較し、村は市に比して戸數割附加税一戸平均一圓五十錢方低位にありとし、主たる理由として擧げてゐたが、合併の曉には市村資力の關係上、神野村民の實負擔額は却つて之より輕減せらるべく、また基本財産積立金所有額は、歲計決算額に對し村側一割五分、市側七割五分といふ率を示して市の所有額が遙に多く、之に反して負擔は村側の二割六分に對し市側は一割一分を示すに過ぎず、各税の課率から見ると負擔關係に大差はないので、神野村民間に於ける一部の反對理由は其の根據頗る薄弱となるに至つた。

斯くて佐賀市側は大體神野村側の意、動くと見るや、大正十年十二月野口市長(能)より合併内申を縣に向けて爲す事となつた。

合併の内申

第二節 神野村側の要望

既にして合併の準備いよく進み、其の形式市對村の合併であるから勿論、神野を廢して其の區域を佐賀市に編入することとなり、村有財産の處分法に就ては、之亦その全部を佐賀市に歸屬せしむるのである、而も合併の條件として何等表面に掲げられたものはないが、左記事項を神野村側より申出で合併後市に於て其の實現を要望するところがあつたが、是は謂はゞ内部的の取極めに過ぎなかつた。

合併反對理由簿

神野村側の要望

- 一、合併に伴ひ市會議員六名（當時市會議員に缺員一名あり之を加へて七名）を増員し神野村の現村會議員中より選舉すること
- 二、合併後に於ける元神野村所屬の町名を大財町、神野町、上多布施町とすること
- 三、合併後、水道擴張第一期工事として愛敬島區より佐賀驛通りを経て鐵道踏切を越へ三溝に至る間に水道の敷設を爲すこと

四、神野村側よりの希望に依り追々村内道路の改修を實行すること

五、村長以下、元村吏員は市吏員として採用すること及び元村區域の區長は元區長を再選すること

六、納税期間には村の中央適當の場所に市吏員を出張せしめ納税者の便利を圖ること

七、小學校區域は從來通りとし授業料は現在市側六十錢、村側三十錢であるが今後も之を動かさざること

八、戸數割は成るべく市よりも低減すること

九、市税徴收に關し夫役を認むること

右要望事項の内には、合併後の實狀に徴し、その必要がなかつたもの、或は時勢の變化に依り、自然要望の必要なきに至つたものもあり、此等の事出あるものを除き、全部市側に於て合併後實施されてゐる。

第三節 合併許可

合併の許可

恊くて大正十年十二月野口市長より内申の市村合併の件は、本縣廳に於ても其の適當なることを認め、翌年五月之が許可申請を爲し、八月九日内務大臣の許可指令ありて大正十一年十月一日を以ていよく合併を實施せらるゝこととなつた。

是に於て佐賀市では、大正十一年九月三十日午前十時二十分より、市役所に市會を開き、議案第六十一號より第六十八號に至る神野村合併に關する追加豫算及び市規定更正の件を決議した

神野合併に付き
更正議案

第六十一號 授業料徴收規程中改正の件

佐賀市立小學校授業料徴收規程第一條中「市立佐賀高等小學校」の九字を削りて「市立佐賀高等小學校高等科」の八字に改め大正十一年十月一日より施行す

第六十二號 市吏員定員に關する規程中改正の件

本市吏員に關する規程第一條中、書記三十人を三十六人に、書記補、雇十人以上を十四人以上に、技手四人を五人に、掃除巡視四人を六人に改め大正十一年十月一日より施行す

第六十三號 元神野村基本財産編入の件

引繼にかゝる元神野村基本財産は本市基本財産へ、元同村小學校基本財産は本市小學校基本財産へ、元同村衛生貯蓄積立金は本市特別會計衛生恩賜金積立費へ、元同村獎學資金積立金は本市特別會計教育基本財産へ編入するものとす

右は合併と共に引繼を受くべき元神野村基本財産二千八十四圓六十六錢を本市の基本財産へ、同村小學校基本財産二千五百九十八圓五十五錢を市の小學校基本財産へ、同村衛生貯蓄積立金十九圓を本市特別會計衛

生恩賜金貯蓄費へ、同村奨學資金十九圓を本市特別會計教育基本財産へ夫々編入するものである。

第六十四號 佐賀市縣稅戶數割賦課規程第一條三項を左の通り追加更正す

四等地 七點 西通區

五等地 六點 大財區、愛敬島區、東神野區、草場區

六等地 五點 西神野區、三溝區、上多布施區、大島區、高岸區、中折區

現在下今宿町内の兩側町分は二等地とあるを三等地に變更す

從來本市の縣稅戶數割賦課等級は五等に分ち居るも合併すれば、元神野村には五等以下に下げねば公平を得ざるの地あるを以て六等まで、設けたるものにて、又現在の下今宿町中の兩側町分は、二等地と決定し居るも、到底唐人町通りなどの比較にあらず、依つて之を三等地に繰下げたるものである。

第六十五號 大正十一年度佐賀市歲入出追加豫算

歲 入 金 三萬九千二百六十圓 追 加 額

歲 出 金 二萬七千九十四圓 經常部追加額

全 一萬百六十六圓 臨時部追加額

歲出合計金 三萬九千二百六十圓

歲入歲出 差引殘金無し

此の追加豫算は殆ど全部神野村の豫算を其の儘踏襲したるもので、其の各項目に亘る詳細なる説明ありて異議なく可決した。

第六十六號 大正十一年度佐賀市特別會計衛生恩賜金蓄積歲入出追加豫算

歳入 金十九圓 追加額

歳出 金十九圓 追加額

歳入歳出 差引殘金無し

第六十七號大正十一年度佐賀市特別會計基本財産歲入出追加豫算

歳入 金十九圓 追加額

歳出 金十九圓 追加額

歳入歳出 差引殘金無し

第六十八號 區長並に區長代理人選舉の件

この問題は容易に決定を見ず、遂に當局より一時撤回し更に日を改めて市會に上程することゝし是にて第六十八號議案を除き他は悉く決定して茲に神野村合併を實現する事となつた、尙ほ第六十八號議案に就ては、大正十一年十月三日午後一時より市會を開き、元神野村區長並に區長代理人各十二名、元佐賀市區長並に區長代理人各四十三名を選定して前回(九月三十日)未了の議案を議する事となつた。

そして合併する神野村の境界は本編第一章第一節に記せし通りで、村の地域は東西二十七町五十間、南北二十四町二十七間、其の面積、戸數、人口等に就ては資料の數字區々なるが左は本縣統計課に於ける當時の調査である。

民有 有租地

三四〇町七反

民有 免租地

一六町二反

戸數 一、〇二六戸

人口 七、九七一入

神野村内に於ける官有地等の面積は不明のものあるを以て此等は前記の外に屬すると同調査書に附記す、又戸口と職業の内譯なきも商業戸數最多を占め農業其次に在り工業又其次に在るは各資料とも同様である。

尙大正十一年九月二十八日市告示第二十七號を以て左の如く告示された。

公 告

來ル十月一日ヲ以テ本市ニ編入セラルベキ佐賀郡神野村ヲ同日ヨリ左ノ通り改稱ノ件其筋ノ許可ヲ得タリ

元神野村大字神野ヲ神野町トス 元神野村大字多布施ヲ上多布施町トス

元神野村大字大財ヲ大財町トス

而して本市の各町名には從來佐賀市大字何町とせるも其筋の許可を得て、大正十一年十月一日より「大字」の二字を削除することとなり合併せる元神野村の三町も無論同様で此の三町は更に之を左の十二區に區分した。

大財區 愛敬島區 三溝區 停車場區 西通り區 東神野區 西神野區 草場區 上多布施區

大島區 高岸區 中折區

第三章 合併祝賀會

町名上の「大字」を廢す

第一節 事務引繼と内祝

大正十一年十月一日、此日は佐賀市と神野村の合併実施の當日で、此日から神野村は多年の村自治を廢して佐賀市に合同し、從來の神野村民は佐賀市民として、新に市の自治下に入るのである、此日午前九時より元神野村の事務引繼が神野村役場で行はれた。

佐賀市より野口市長(能)、徳永助役(治)、諸隈主事(宗)、元神野村より秋山村長(喜)、小林助役(常)、納富收入役(乙吉)立會ひ、更に本廳から村上縣屬、佐賀郡役所から江原一科長(惣)、松尾庶務主任(吉)なども臨席し、書面並に口述覺書等を以て佐賀市長と神野村長との間に事務引繼を爲し、早田佐賀郡長に報告すべき事務引繼報告書を江原一科長に手交し、茲に滞りなく事務引繼を結了して合併の實を擧げ、翌二日より神野村役場吏員は佐賀市役所吏員として就任し、尙ほ物件はそれごとく、市役所に運搬せらるゝこととなつた。

斯くて無事引繼を完了し、此の市村合併の第一日を記念すべき大正十一年十月一日、午前十一時より協和館で合併祝賀の内宴を開いた、來賓として富永本縣知事、羽田内務部長、玉置警察部長、早田佐賀郡長、山口本縣地方課長等を招待、市側より野口市長を首め各市吏員、市會議員、市學務委員、市醫、市學校職員、市政記者、元神野村側より秋山村長首め元村吏員、村會議員、學校職員等二百五十餘名參席し、公會堂南側にて一同記念撮影を爲し、宴席を開き、野口市長より

他都市に於ては合併に際しては盛大に之を祝賀してゐるやうであるが、縣下に於ては目下虎疫猖獗を

合併事務引繼

合併の内祝

極めつゝあるを以て、時節柄大々的の祝賀は他日に譲ることゝし本日は只心ばかりの内祝の宴を開催して祝意を表するに過ぎず

と開會の挨拶を爲し、次で富永本縣知事は來賓を代表して

本日は佐賀市と神野村とが合同した最も慶賀すべき日なると共に、大佐賀市の建設せらるべき誕生の第一歩の當日である、當局諸氏が合同の眞目的を諒解し、また之が達成に努め、大佐賀市建設の基礎を築かれたる事は眞に多とするところであります、都市の發達進歩は、市を圍繞する郡町村に波及するところ大なるものがあると思ふ、依つて諸氏は模範となりて、此の合同の主旨に向つて飽くまで努力せられんことを希望する次第であります

と祝辭を述べ、夫れより一同祝盃を起して祝宴に移り、各自充分の歡を盡くし午後一時過ぎ散會した。

第二節 合併祝賀會

佐賀市、神野村の合同は大正十一年十月一日を以て滞りなく實施され、當日公會堂に於て簡素なる合併内祝の賀筵を開き、其の將來を祝福したが、當時猖獗を極めたる縣下の虎疫も漸く終熄せるを以て、十一月十八、十九の兩日に亘り元佐賀市と元神野村の兩地に於て盛大なる合併祝賀會を舉行された。

祝賀會 第一日

市村合併祝賀會の第一日は、大正十一年十一月十八日松原町北堀の開叟公銅像園に於て舉行された、此の日

二日に亘り佐賀市と元神野村の兩地で開く

天氣快晴、市内は各戸に國旗を掲げ、祝燈を吊るし、早朝から轟發せらるゝ煙火に祝賀氣分を唆られ、本日の祝典を祝ふ各種の餘興は、市村の各町區から種々の趣向を凝らして開式前、既に式場に繰込んで來た。

式場は銅像園の廣場に東西二十間、南北十間の大天幕張りを設備して、正面に演壇を設け、場内は萬國旗やモールを以て裝飾を施し、遺憾なき準備が整へられた、參列者は富永本縣知事を首め官民約二千名に達し、午前十時開式、拍手に迎へられ野口市長登壇、左の式辭を朗讀した。

式 辭

市民多年ノ希望タリシ神野村合併成リ、茲ニ祝賀會ヲ開催スルニ當リ、知事閣下ヲ首メ多數紳士諸彦ノ來臨ヲ辱フシ、此ノ盛會ヲ見ルヲ得タルハ市ノ前途ノ爲メ、洵ニ祝福ニ堪ヘザル所ナリ

惟フニ市ノ發展進歩ト、市民ノ幸福利益トハ市民各自ガ能ク諒解シ、協同一致ノ精神ヲ涵養スルニアラコトハ一般ノ認ムルトコロナルガ、此ノ舉式ニ際シ市民各位ガ熱烈ナル誠意ヲ披瀝シ、衷心ヨリ祝意ヲ表セラル、ハ眞ニ感謝ニ堪ヘザルトコロニシテ、蓋シ此ノ精神ハ相互ノ諒解ヲ厚フシ、將來ノ進運ヲ促進スルニ與ツテ大ニ力アルモノト謂フヲ得ベシ

各位、直接ト間接トヲ問ヘズ市、前途ノ發展ヲ後援指導セラレ、此ノ合併ヲシテ多大ノ意義アラシメラレンコトヲ切望シ、併セテ市民各位ノ奮勵ト努力トヲ以テ、市ノ隆盛ヲ達成セラレンコトヲ祈ル

大正十一年十一月十八日

佐賀市長 野 口 能 毅

次で鍋島直映侯より贈られた左の祝電が披露された。

本日ノ盛典ヲ祝シ尙ホ將來ノ發展ヲ祈ル

それより本縣知事富永鴻、本市會議長橋爪勇、縣會議長石井次郎、元神野村會議員石橋藤吉等の人々順次祝辭を呈して午前十一時四十分式を閉ぢ、引續き同所に於て祝宴を開き宴中、式場南側の舞臺では佐賀祭番藝妓の手踊あり、宴酣なるころ栗本佐賀地方裁判所長(三)武の發聲に和し佐賀市の萬歳を三唱して閉會したが、此の時式場附近に繰込んでゐた各町區の祝賀餘興は、次から次に繰込み來りて、果ては市中の各所を練り歩き、晝夜を分たず全市を歡樂境と化せしめ近來の盛況を以て祝賀の第一日を送つた。

祝賀會第二日

第二日の十一月十九日も亦、秋晴れの好天氣に恵まれて、早朝から煙火は紺碧の天空に轟揚せられ、餘興隊も亦早朝に勢揃ひして、多布施土居から、神野の里道から押寄せ、けふの式場たる神野お茶屋に集つて來た。

式場はお茶屋の園内、清澄たる池畔に、大天幕張りを設け、場内は萬國旗、モールを蜘蛛手に張り、大體前日同様の裝飾を施されてゐた、既にして午前十一時三發の煙火を合圖に開式、フロックコートに包まれた野口市長は、參列者の拍手を浴びて登壇し、今回神野村と佐賀市との合併成れるを、衷心から祝福する旨の式辭を述べ、次で富永本縣知事、橋爪市會議長、早田佐賀郡長、元神野村會議員久富利貞などの人々交々起ちて祝詞を叙し、終つて式を閉ぢ、引續き同所に於て祝宴を開き、献酬互に相酌み酒間、合併の將來を祝福し、宴酣にして早田佐賀郡長の音頭に和し、一同佐賀市の萬歳を三唱した。

是より先き、各町區より押寄せてゐた祝賀餘興隊は、閉式と共に順次に場内に流れ込み、園内を練り歩き、處として歡喜の樂土ならざるなき有様であつたが、漸くにして夕陽傾く頃退散し、此日も前日同様の盛況にて、斯くして二日間亘る祝賀會は芽出たく終りを告げた。

餘興

この二日間に亘る祝賀會を盛んにし、賑ひを添へた各町各區の餘興は一々記し難いが、市内各學校生の旗行列、各團體の提灯行列で夜は火の海、晝は旗の波を漂はせ、各町各區から道囃子、角力、假裝行列、琵琶行列、仁和加歌劇など各自趣向を凝らせる幾多の餘興を練り出し、一方には此の合併を祝する九州煙火大會の催しもあり、此の大會は兩日とも午後七時から、縣會議事堂前の舊城濠の畔で、左の仕掛火花が催されて夜の賑ひを呈し、見物人の山を築いた。

- ◎花の園
- ◎朝顔百花
- ◎花壇亂王
- ◎秋の野風
- ◎花の友
- ◎青島激戰の光景
- ◎亂菊
- ◎合併祝賀
- ◎會煙火大會の景
- ◎神社の景
- ◎立田川に錦魚

第十四編 自治祝典

第一章 自治制發布五十周年

第一節 勅語を賜ふ

明治二十一年四月十七日自治制(市町)發布されて以來、昭和十三年四月十七日は恰も五十周年に相當するに依り、此の日全國の自治關係者は帝都に集まり、午前十時半より若草萌ゆる宮城二重橋前の廣場にて、長くも